

空き家バンク 物件登録

・現地調査・

市の担当職員が調査に伺い、空き家の状態を確認します。

※空き家の状態によってはお引き受けできない場合もあります。
(雨漏り、シロアリ等居住するのが困難な場合など)
登録が可能な場合、写真撮影や間取り図の作成を行います。



登録申込書、誓約書兼同意書提出



HP、冊子での情報提供、物件案内



仲介業者に契約書作成依頼



契約



—空き家バンク登録にあたって—



- ・賃貸物件として登録される場合は居住するための基本的な部分（水道、ガスの配管等）の補修をお願いする場合があります。
- ・畑や田んぼ、山林等をセットで売買したい場合はお申し付けください。
- ・契約は必ず仲介業者に依頼をします。（※仲介手数料が発生します）
指定がない場合は、提携している不動産会社9社の中からご紹介いたします。
- ・現地調査をご希望の際はご予約をお願いします。
平日（月～金）9：00～16：00



・お問合せ 笠岡市役所 都市計画課・空き家対策係

TEL 0865-69-2377

mail toshikeikaku@city.kasaoka.lg.jp



必要書類チェックシート

①土地、家屋の登記簿謄本（登記事項証明書）

②公図

※「法務局」に備え付けられている図面で、土地の位置や形状を確定するための法的な地図のことです。

③固定資産税台帳（名寄帳）

※個人の方が所有している不動産の明細を一覧で確認できるものです。

④地籍図

※一筆ごとの土地についての境界、地番、地目、面積、所有者などを明らかにした地図です。



各書類のお問い合わせ先

○①②に関するお問い合わせ先○

岡山地方法務局 笠岡支局

笠岡市十一番町3-2 Tel: (0865)62-5295

※登記事項証明書・印鑑証明書等の発行、登記簿・地図等の閲覧に関する事務は Tel: (0865)63-1661 へお問い合わせください。

○③④に関するお問い合わせ先○

笠岡市役所 税務課 固定資産税係

Tel: 0865-69-2118

○農地に関するお問い合わせ○

笠岡市役所 農政水産課 農政係

Tel: 0865-69-2143

